

「忍び寄る破壊が進む京都の景観に関する一考察」(1)

伊藤 直子¹、岩瀧 敏昭²

A Study on the Creeping Destruction of Kyoto's Landscape (1)

ITO Naoko, IWATAKI Toshiaki

1. はじめに

歴史ある“まちなみ”があれば、そこを訪れてみたいと考える人は多いだろう。門前町や宿場町など、その特徴はそれぞれ異なるとしても私たちはそこで営まれてきた人々の暮らしに想いを馳せながら“まち”を歩き、時にはそこで地元食材を堪能するなどして、時間を過ごすこともある。

たとえば、歴史の感じられる風情のある“まちなみ”を訪問するとき、多くの人は、そこを価値のある場所だと感じており、それゆえに保存することが当たり前とらえているのではないだろうか。このため訪問する側からみれば、ごく自然なことなのだが“まちなみ”が壊れていると落胆し、どうしてこうなるのかと憤りを感じるかもしれない。

一方で、そこに住む人々からみると、たとえば、歴史ある“まちなみ”を守ることは良いことばかりではなく、古くからある“まちなみ”を残していく営みは時間や労力がかかり、コストを要することにもなる。さらに、その保存のために開発を抑制すると考えれば、開発に伴って得られたはずの利便性を享受することが出来ないことにも繋がり、ある意味でさまざまなデメリットも生まれてくる。

わが国には、このようなジレンマに陥っている地域が、数多くあると思われるが、その代表的な事例が京都ではないだろうか。

昔から、京町家とそれがつくりだす景観は、多くの観光客などを集める「京都らしさ」としての舞台装置のようなものであったと思われるが、いつの間にか、今日的な状況を考えてみると、その舞台装置を維持する人々から無言の反乱が起きているのではないかとすら筆者は考えている。

はじめに、パンフレットのように恐縮であるが、京町家と景観の議論に進む前に一般的な「京都らしさ」としての、この舞台装置のいわれについて少しふれておきたい。

京都景観・まちづくりセンター³のホームページの内容を概括すると

¹ 昭和女子大学現代ビジネス研究所研究員

² 大阪大学大学院国際公共政策研究科 特任准教授

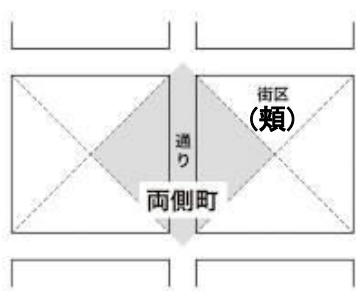
³ 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター <https://kvoto-machisen.jp/> (2023年11月12日確

「平安京時代に入り、公家たちによって地方から徴用されてきたものづくりや商いを営んでいた人々が、住民として京のまちに定着するようになり、「通り」に面した屋敷地の一部を公家たちから買い取り、自らの暮らしを営みはじめ、大路、小路に面した空間に小屋を造ったのが京町家の起源といわれている。

この「通り」に開いて商売を行う京町家の原型は、やがて軒を連ねて建ち並び、「通り」は単に通行の用だけに供するものから、さまざまな活動が営まれる場と変化していった。その間に、時の統治者の思惑や強制などもあり四面町、四丁町などの区割りの考え方でコミュニティとしての形成がはかれるのだが、結果的に京のまちは「通り」を挟んだ図表 1 のような「頬」といわれている街区が向き合う両側町（りょうがわちょう）⁴というコミュニティを形成していくことになる。」

言い換えると頬と頬を寄せ合うという事になるのだが、残念ながらこの頬は「ほほ」ではなく「つら」と呼ばれていたようだが、いずれにしても京町家の始まりは頬（筆者の私感としては、「ほほ」と呼ぶことしたいのだが）を寄せ合う事から始まったようである。

図表 1 両側町の構造（頬と頬）



また、時代の流れのなかで「やがて時間の経過とともに、京町家で構成された両側町の住民の生活は豊かになり、周辺からの略奪から身を守る必要性から、個人で防衛するのではなく集団で防衛することで共存をはかり、その費用や労力を共同負担していくような機能を持つようになり、さらに江戸時代になると、防火、塵芥（じんがい）・し尿処理、清掃などの生活問題についても共同で対処するようになり、こうした各種の自治活動について「町式目」「町定」という名前で、町を共同で守り、育てていく住民のあり方も含め、町の運営ルールとして明文化されて、都市機能としての充実も図られてきた歴史がある。」といった状況で変遷してきたようだ。

上田（1976）は、「京都においては向こう三軒両隣などにおけるご近所づきあいよりも、

認)

⁴ りょうがわまちとも呼ぶところがある。道路をはさんで向かい合う居住者によってつくられたコミュニティ。

京都の町家では昔から通りを挟んだ約 50 世帯ほどの両側の家々からなる「お町内（オチョウナイ）」といわれる区域における、ある種の「ムラ」といっていい区域ごとの付き合いが盛んであり、それが京のまちの空間的閉鎖性と帰属意識を形成してきた」と指摘している。

さらに「京町家は一文字の庇、千本格子、虫籠窓(むしこまど)などで構成されるリズム感のある外観をもっており、華奢で洗練され、数寄屋建築の要素を持ちながら、統一された寸法体系と素材による規格化された合理性も持っており、一方で、微妙に異なる棟や庇の高さや格子の意匠、看板、通り庇の屋根材などが変化を生み出し、暖簾(のれん)や幔幕(まんまく)、簾(すだれ)、犬矢来(いぬやらい)などによって様々に演出され、統一性の中にも、一つひとつの京町家に個性を生み出している。」という内容について、上田(同上)は「まちの共通的な無音の言語」と表現し、住民たちはそれほど明瞭に意識していたわけではないが、まちの空気として呼吸し、身体的にこうしたデザインシステムが、かれらの生活システムを支配していたであろう」と、その関係性を語っている。

また、筆者は「京都らしさの舞台装置」という表現としたが、このあたりの議論として、野田浩資(2000)は、この「京都らしさ」には二つの側面があると次のように整理している。

「一つは、外から京都に対して「京都らしさ」を求める視線である。現実には約 146 万人(当時)の人口を擁する大都市であるにもかかわらず、京都は「日本文化の象徴」や「日本人の心のふるさと」といったイメージで語られ期待されている。また、この「古都イメージ」は、多くの観光客につながり、これが京都の伝統的な景観を保全していこうという考え方に繋がっていくことになる。

もう一つの側面は、そこに住む約 146 万人の人々の生活の営みから生み出される視線があり、この両者の交差が京都をつくりあげている。」

本稿では、このようなさまざまな状況が積み重なる点について、構造的な状況把握が必要であるという問題意識をもちつつ、上田が挙げた京のまちとしての空間的閉鎖性と帰属意識の問題などについても検討し、併せて、川端康成原作「古都」の 1963 年映画⁵にみられるような京都の麓(いらか)波景観といわれる勾配屋根による京町家が、高さを微妙に変化させながら続く風情は京都の景観に独特のリズムを与えるものとなっていたが、これが近年「クリーニング・ディストラクション」(しのびよる破壊)といわれる社会現象にさらされている状況について、あらためて考察を試みたい。

なお、本稿は、その検討の進め方として 1970~2004 年前後までの景観問題等の動向を把握し、次いで 2004 年以降、現在までの動向分析を行い標記テーマについての考察を深めていきたいと考えている。このため、パート(1)、(2)の二回に分けて掲載させていただくことを予定している。

また、その際、野田浩資(1992)の「京都という病—京都論と景観論争の語られ方」とい

⁵ 1963 年 1 月 松竹映画、監督は中村登 川端康成の同名小説の映画化。

う、その当時の研究成果の考え方に依拠しつつ、そのオマージュ的なものとして 30 年後の 2023 年段階における京都論と景観問題としての「クリーピング・ディストラクション」(しのびよる破壊)といわれる現象の実態について、後戻りのできない崩れ行く京都の“まちなみ”を中心に、ヘリテージマネジメントや公共性という観点からも考察を加えていきたいと考えている。

2. 景観とは何かに関連する先行研究について

今回、本稿のテーマに取り組むにあたり、あらためて「景観とは」という内容の先行的研究等についてのリサーチを行なったが、「景観とは何か」という議論及び関連する内容については、さまざまな分野の先人たちによる数多くの研究があり、それらを学術的、体系的に確認することが、必ずしも本稿の意図するところではないので、ここでは建築学や社会的な一般的な視点、更には、「人々はなぜ町並みをはじめとするさまざまな場所を保存しようとするのだろうか」という保存をめぐる問いが歴史的環境の社会学における視点としており、本稿のテーマ(京都の景観問題)との親和性が高いと理解し、それに沿って、先行研究的内容として、ここでは確認していくこととしたい。

一般的に景観という言葉は、明治時代に、ドイツ語「*landschaft*」の訳語として植物学者 三好学によって造語されたといわれており、人間の視覚によってとらええられる地表面の認識像。山川・植物などの自然景観と耕地・交通路・市街地などの文化景観に分かれていくことになる。⁶

その後、人文地理学的な地表の可視的形象の意味を有する立場からの「景観」へと変化し、このあたりを根源として現在までにさまざまな解釈が生まれてきたようである。

辻村太郎(1972)は地理学的な立場から、「地理学で用いられている景観とは、一般に使われている景色、風景とは異なる。景色、風景は眺めるものの視覚に映じたままの像であるが、景観はその風景を構成している多数の要素を分析・考察したうえで、あらためて組み立てた総合像である。」と自然的、歴史的等の全体的な概念ととらえている。

景観工学という視点で、中村良夫(1977)は「景観とは人間をとりまく環境のながめに他ならない。しかし、それは単なるながめではなく、環境に対する人間の評価と本質的な関りがある。」を定義しており、主体である人間の存在について注目している。

社会的な議論としても多くの論述があるが、松原(2004)は、私たちが日常的に体感するような景観について「日常景観」と名づけ、都市計画の守備範囲や歴史的な建造物をどのように守るか、いわゆる歴史的景観の保護などの議論とは、別に捉える考え方を示している。

⁶ 三好学 植物学者。東京帝国大学卒。同大教授。植物生理学・生態学に先駆的研究を残した。1930年代ドイツでは地表の形態(景域)の自然科学的な分析を中心にした研究に替わって、人間事象を中心にした地誌的研究が前面に出てきた。これに関連して「景観」の概念への関心とその使用が広がってきた経緯がある。

若林 (2004) は「自然そのものではなく、人間にとっての景観は単に見いだされるものではなく、つくりだされるものである。人間は、自然観や社会観を基にして、新しい生活の実現のために自然の風景を変え、新しい景観を生み出してきたものであり、人間がそれを見る、対象化し、観賞するという営みを通じて見いだされてくるのが景観である」と述べている。つまり、景観は独立して存在するのではなく、人間という主体が景観を客体として視覚したときにはじめて成立する。という立場をとっていることになるだろう。

また、片桐 (2000) では「歴史的環境とは、様々な環境のなかで、長期にわたって残ることで一定の価値を持つと見なされるようになったものである。昔の人びとの生活や生業を思わせる古い町並みは、その典型である。歴史の長さも一つの重要な要素であるが、もう一つの重要な点は、その対象に対して人々がどれだけの思いを抱くことができるかである。多くの人が郷愁を感じる、思い出を持つ環境が、価値あるものと見なされることになる。この歴史的環境の典型例として町並みを挙げられるが、それらは有形のものに限定されない、伝統文化や地域に響くお寺の鐘に音など無形のものも含まれる。また、人びとの暮らしを思い起こさせる里山や棚田も、歴史的環境なのである。」と述べている。さらに後藤 (2007) は、そこに住んでいる人々の生活の営みや息づかいなどが、時間が経つにつれ地域に特有なものとしてその土地に現れてくることに着目し、景観には共同体の社会的な記憶が宿っていると指摘している。

片桐 (2000) は歴史的環境の分析にあたって、社会学者が生活者の視点に注目してきたことから「人びとが日々の暮らしを送る光景そのものが歴史的環境の重要な構成要素であり、生活者の視点を軽視して、誰も済むことのできない歴史的環境保存を行うことは望ましくない」と指摘している。片桐は、どの時代に郷愁を感じるかは、人によって異なるものの、どの時代の環境も、人びとの暮らしがつくりだしてきたものであり、生活者の視点を軽視して、誰も済むことのできない (気持ちのうえで満足が得られない) 歴史的環境保存を行うことは望ましくないと述べているわけだが、どの時代に郷愁を感じるかは、人によって異なるだろうが、どの時代の環境も、人びとの暮らしがつくりだしてきた。そこから片桐は、「われわれが歴史的環境を大事にすべきなのは、単に建物や街並みが美しいからではなく、われわれのアイデンティティ形成のよりどころともなる。この社会が蓄積してきた経験を大事にすべきだからなのだ」と結論づけている。

筆者も、この片桐の考え方に賛同するのであるが、その前提には松原の指摘にあるように「日常景観」を見失ってはいけないという考え方があるからであろう。しかし、現実の景観問題のこれまでの動向をみていくと、必ずしも、このような議論だけでは手に負えない要素をもっているようだ。

その議論の分岐点の一つが、2004 年景観法の施行の前後であったと考えられる。当時は景観整備事業に対する行政・国民の関心が高まるなかで、公共事業を抑えていくという社会的な風潮があり、国民の理解を得ることと、合理的な事業の推進が求められる状況にあったのではないだろうか。

また当時は、景観整備事業においては確立された整備手法が必ずしも存在しているとは言えず、各自治体とも住民参加型の事業などを試行錯誤で行っている状況が起こっており、そのような中で地域の個性があらためて重視され、景観づくりにはさまざまなまちづくり活動との連携が求められ始めたといわれている。

この「景観法」の成立に見られるように、景観に対する社会的な関心が高まりつつあるなかで、景観の悪化に対する問題意識の高まりがあり、その解決の困難さがしばしば指摘されていた。⁷

景観の定義とは少し視点が異なるが、栗本京子(2005)は、『その原因として、景観が「公」と「私」のいずれに属するか的位置づけの不明確さが挙げられる。過去の景観に関する裁判例(1)が示すように、判決は「公」と「私」の間で極端なぶれを見せてきた。まず歴史的景観に対して、「未来へと引き継ぐべき文化財」(和歌山地判平6・11・30)などとしてその社会的、公共的な価値が主張されたが、「内容、要件等が不明確」「債権者が具体的にいかなる利害関係を有し、いかなる個別的な利益を侵害されるか」(京都地決平4・8・6)、つまり個別・具体的な利害関係が不明確として訴えが却下されてきた。

その後、私権である土地所有権を根拠に景観利益を認める例が2つ現れたが、そのうち一方には控訴審で、「良好な景観」の「国民共通の資産」としての「公共性」を強調し、個人的利益としての景観利益を認めないという正反対の判断が下された。』という観点から、栗本は、改めて景観は誰のものか、「公」：みんなのものか、「私」：誰かのものなのか。という「公共」と「私権」という根本的な問いかけをおこなっている。この議論は、例えば、一つの京町家は私有であるが、しかしそれが連続して出来上がる景観は公共といった論点からも、あらためて深く検討していかなければならない点である。

3. 我が国における まちなみ景観の主な議論の流れ(1970~2000年)

(1) 1960年、70年代のまちなみ景観の主な議論

1960年以降の経済発展に伴い、全国各地において開発圧力が高まる中で、景観保存の議論が地域で台頭してきたのは1967年の倉敷市で白壁土蔵の“まちなみ”を保護するための伝統美観保護条例が制定されたあたりからであったと考えられる。

同様に1968年の金沢の城下町、宿場町としての妻籠、1971年の合掌集落の白川村などがあり、特に白川村の「売らない、貸さない、壊さない」の三原則は住民自らが保全に取り組む姿勢として、当時としては全国的に有名な話であった。

このような各地の動きを受けて、国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定し、ひとかたまりの伝統的建造

⁷ 日本経済新聞 2005年3月14日夕刊、読売新聞 2006年12月26日朝刊など。

物群を文化財と捉え、1975 年の文化財保護法の改正により、国としての伝統的建造物群保存地区制度をつくり、全国各地に残る歴史的な集落・まちなみの保存が図られるようになった。⁸

(2) 1980 年頃のまちなみ景観の主な議論

わが国が高度経済成長期をむかえるなかで、各地で高速道路の建設や生活インフラ整備のために、中心市街地の歴史的建造物の取り壊しなどの都市計画等対して、住民によるまちなみ景観を守る運動が盛んに行われるようになってきた背景から、全国各地で市民運動的に「まちづくり」という取組みが生まれてきた。

この運動は、「まちなみ」にはある種の「文化遺産的要素」があるという考え方のもと進められていた状況があり、やがて、このヘリテージ性を志向する取組みは、地域のアイデンティティの象徴として「歴史的なまちなみ景観を地域の文化遺産として保存すべき」という考え方に変化していったと考えられる。

(3) 1990～2000 年前後のまちなみ景観の主な議論

高度成長期以降から 1990 年前後のバブル期、わが国においては経済性が最優先され、建築基準法や都市計画に違反しない限りどのような形態の建築物でも建てることのできる状態が続いた。

特に、ビルの高度規制が極端に緩和され、全国どこに行っても地域との調和・伝統的美観を、軽視や無視したような高層住宅や高層ビルなどの建築物・構造物が次々に建てられ、いわゆる歴史的景観や自然景観との調和がとれない状況が数多く発生し、地域における歴史的、文化的な特色が失われていった時代ではなかったかと考えられる。

一方で、各地で高層マンションの建設などをきっかけにしたトラブルや景観の価値に対する意識が次第に高まっていったことから、一部の地方自治体では地域住民の要望に応え、景観条例を定めていたが、法令に基づかない自主条例のため強制力がなく、建築確認の際に必ずしも従う必要はなかったことから、さまざまな禍根を残す要素をもっていた。

このため国土交通省も自らが発注する公共工事において景観に対する配慮・調和を重視するような動きが出て、やがて景観法が 2004 年 6 月に公布されることへと向かっていくことになる。

この景観法自体が直接に景観を規制する訳ではなく、地方自治体の景観に関する計画や条例、それに基づいて地域住民が締結する景観協定に実効性・法的強制力をもたせようとするものであったが、それ以降の景観行政、住民運動等に大きな影響を及ぼすこととなった。

⁸ 文化庁によると 2023 年 12 月現在、重要伝統的建造物群保存地区は 105 市町村で 127 地区、約 30,250 件が特定されている。

4. 京都における景観問題の変遷（1970～2004）

次に、先述の 3. 我が国における、まちなみ景観の主な議論の流れ（1970～2000 年頃）を踏まえて、同時期の京都における景観問題について動向を概観してみたい。⁹

あらためて言うまでもないが、京都は、東山、北山、西山からなる山並みや鴨川、桂川といった市街地を流れる河川によって構成される自然景観と、碁盤の目に区切られた都市構造の中に点在する神社・仏閣や建ち並ぶ家屋のまちなみがつくる、いわゆる歴史的な景観が入り混じることによって独特の景観を形成してきた都市である。このようなことから景観に関する議論は古くからあり、1930 年に東山山麓や鴨川沿いなどにおいて、全国に先駆けて風致地区が指定され、これにより趣のある景観を守るといった一般的な概念が生まれたといわれている。

時系列的に大きな流れを追ってみると経済成長期の 1964 年に、京都タワーの建設に対する京都在住の文人たちを中心として起こった景観論争が一つの契機となって、市街地景観の保全・整備にも、市民の目が向けられるようになった。

また、1969 年には双ヶ丘の開発問題などを契機として京都市等が呼びかけた古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）が制定され、翌年同法に基づく歴史的風土特別保存地区を市街地から望見できる三方の山々を指定し、歴史的風土を守る取り組みが始まった。

1970 年 9 月にはユネスコが「京都・奈良の都市計画における歴史的地域の保存と開発についての勧告」を出し、京都・奈良の遺跡と記念物は日本・世界の遺産であるが、無思慮・無計画な建設事業による危機に見舞われており、歴史的地区内での保存と開発の調和が欠如しているとして、京都全域での強力な保存策、歴史的地域の周辺部と借景の嚴重な保全など」、7 項目からなる強力な保存策を勧告した。

これを受けて、1972 年に市街地景観条例が制定され、市街地景観の整備の取り組みが始まった。また、これと相前後して、1970 年の建築基準法の改正により、20m と 31m の絶対高さ規制が廃止され、京都でも超高層ビルの建築が可能になったが、京都では「三方を山々で囲まれた歴史都市、京都には超高層ビルは相応しくない」との考えから、1973 年に市街地景観と住環境保全を目的として市街地の大半に高度地区を指定し、建築物の高さ規制を継続した。

しかしながら、1980 年代後半からの第 1 次マンションラッシュ、さらには建築基準法の緩和のもとでの、1990 年代後半からの第 2 次マンションラッシュに直面する中で、京都市中心部で工場や卸売店等の事業所跡地に高層マンションが建設され、中心部で町家のすぐ横に高層マンションが林立するなど、大規模な景観変容が進み、まちなみ、景観、の破壊が進行し、これまでの景観施策では歴史都市京都のまちなみ、景観、住環境の保全を行うには

⁹ 京都市のホームページ資料、日本弁護士連合会 公害対策・環境保全委員会などの資料を参照。

制度的に十分とは言えない状況が顕在化してきた。

その代表的な事例として、JR 京都駅と京都ホテルの改装・高層化の問題に関する論争が起こっている。

その後、1995 年に景観条例は「市街地景観整備条例」に改定され、5 種の美観地区では、高さ、形態、意匠の確保を市長の「承認」というかたちで担保した。その他、同条例では建造物修景地区（美観地区、風致地区以外）、歴史的景観保全修景地区、界限景観整備地区、沿道景観形成地区、伝統的建造物群保存地区などを定めるなどの施策がはかられた。これと風致地区条例による風致規制（許可制。市域の約 30 パーセント）、古都保存法による歴史的風土特別保存地区（許可制）、同歴史的風土保存区域、自然風景保全条例による自然風景保全地区（許可制）、都市緑地法による特別緑地保全地区の指定（許可制）などによる規制等がおこなわれてきた。

このような行政によるさまざまな取組が進められてきたのであるが、先述 2. でもふれたが、2004 年景観法の施行により景観整備事業に対する行政・市民の関心が高まる一方で、公共事業縮減と開発という社会的な要請もあり、市民の十分な理解を得ることと、開発的な事業の推進という二項対立的状況が鮮明になり、当時は、景観整備事業においては確立された整備手法が必ずしも存在しているとは言えない社会環境であったことから、各自治体とも住民参加型の事業などを試行錯誤的に行っている状況であったと考えられる。

このような状況のなかで、2005 年 7 月 20 日当時の榊本京都市長定例記者会見で「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」の設置についてのコメントとして『バブルと言われた時代には押し寄せる経済至上主義の波に圧倒され、古きもの・伝統的なものが効率性の名の下に、次々と淘汰されました。しかし、私がさらに問題と考えますのは、伝統的な生活文化を育み、京都らしい景観を形成する京町家（建築基準法が施行される 1950 年以前の伝統軸組構法で建てられた木造建築を指す）や三山の眺望のような貴重な財産が、「いつの間にかなくなる」ことだと考えております。例えば、一軒の京町家の消失が、また一軒、また一軒と広がるうちに、元に戻らないほどの大きな町並み景観の破壊へとつながる、ということでもあります。』という内容があり、また、他の京都市が纏めている計画等の文章においては「京町家を通じて生み出されてきた「町並み景観」と「生活文化」に見出される価値について、京都市民一人ひとりが意識すると同時に、多様な主体と連携しながら保全し、更に継承・発展させていくことで、現代、そして将来の問題の解決に繋げることができます。」といった内容や「京町家は、京都のまちにおいて、50 年後、100 年後の未来でも、京都が京都らしくあり続けるための拠り所であり、ここに京町家保全・継承していくことの意義があると考えます。」等の記述があり、これが景観問題への取組みの難しさを市民に訴えたかたちとなって、さらに、京都における景観問題と町家の関係性をどのように捉えるかという根源的な問題を提起したことになったと思われる。

5. 京町家の保全等と景観問題の関係性

昔から京町家の勾配屋根がつくる、高さを微妙に変化させながら続く麓(いらか)の波は、風情ある京都の景観に独特のリズムを与えるものとなってきた。

また、その屋根の下には、多くの人々の職住一体化した生活と職業的な連携、そこから生まれるさまざまなエピソード、さらには京都が経験してきた唯一無二の歴史的時間の流れなどがあり、それらを包含した京都ならではの地域デザインの要素は、永い間、貴重な景観が保たれるための「場所の力」¹⁰として評価されるべきものであったと考えられる。

あらためて筆者として、この京町家が建ち並ぶ景観は、単なる建築物の連続性ではなく、京都が京都であるという失う事の出来ないアイデンティティの問題として捉える必要があるとも考えている。

以下の写真は、1948年、1961年、1974年、1987年、2000年の京都市四条河原町から烏丸方面に向けて京町家の減少を定点観測したものである。¹¹

この定点観測の写真を見ると、黒く見える屋根が京町家で、客観的な事実として1974年から2000年の間に大きく減少していることがわかる。

《写真：戦後の京町家の減少を示した内容》



¹⁰ ドロレス・ハイデン著「場所の力-パブリック・ヒストリーとしての都市景観」参照。

¹¹ 写真は「目で見える都心地域の移り変わり」という説明資料として京都市都市計画局まち再生・創造推進室から提供を受けたものの中から、筆者が選択した内容である。





また、近年の京都市全体の京町家調査によると、2008年 47,735 軒、が 2016 年には 40,146 軒、となり、2016 年調査では 5,602 軒の滅失、空き家が 5,834 軒、不明その他が 1,108 軒となっている。¹²

筆者の率直な感想として、おそらく 2024 年現在では 34,000 軒程度まで減少しているのではないかと推測されるが、先述の 2005 年 7 月 20 日当時の榊本京都市長や京都市が示してきた「京都のまちにおいて、50 年後、100 年後の未来でも、京都が京都らしくあり続けるための拠り所であり、ここに京町家保全・継承していくことの意義がある」との見解からみた差異をどのように理解すればよいのであろうか。

この点も踏まえて、次稿において、1. のはじめにでも一部説明しているように、「2004 年以降の景観問題に対するさまざまな意見・批判」、「京都という病の構造と景観問題の関係」、私権と公共というような観点から「クリーピング・ディストラクション(しのびよる破壊)」などについて述べることにする。

<参考文献>

- ・上田篤 (1976) 『京町家・コミュニティ研究』 鹿島出版会.
- ・野田浩資 (2000) 「歴史都市と景観問題—京都らしさへのまなざし」『歴史環境の社会学』新曜社 pp54～79.
- ・野田浩資 (1992) 「京都という病—京都論と景観論争の語られ方」『都市研究・京都』No5 1992, 京都市、財団法人大学コンソーシアム京都編 pp72～80.

¹² 京都市広報資料 平成 28 年度「京町家まちづくり調査追跡調査」の結果

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000087/87658/28kekka.pdf>

- ・辻村太郎（1972）「景観地理学」『世界大百科辞典』平凡社，1972 所収.
- ・中村良夫（1977）『景観論』土木工学体系 13，彰国社.
- ・松原隆一郎（2004）「経済発展と荒廃する景観」『<景観>を再考する』青弓社 pp20～21.
- ・若林幹夫（2004）「都市景観／郊外景観」『<景観>を再考する』青弓社 pp160～168.
- ・後藤春彦（2007）『景観まちづくり論』学芸出版社.
- ・ドロレス・ハイデン（Dolores Hayden）（2002）後藤春彦・篠田祐見・佐藤俊郎訳『場所の力-パブリック・ヒストリーとしての都市景観』学芸出版社.
- ・片桐新自（2000）「歴的環境へのアプローチ」『歴的環境の社会学』新曜社 pp1～22.
- ・栗本京子（2005）「景観は誰のものかー起伏ある公共性からの解釈ー」 関東社会学会年報社会学論集 2005， pp217～228.
- ・岩瀧敏昭（2023）「古都再考ー今、京町家と景観問題に求められているものは何か」『場、建物、空間から公共性を考える：地状学への誘い』学文社 pp202～210.
- ・「新景観政策とこれからの 10 年」 京都市資料 （2023 年 11 月 20 日確認）
https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/book_cmsfiles/337/book.html
- ・「2030 年への環境弁護士の挑戦」（2022）日本弁護士連合会 公害対策・環境保全委員会 第 5 章 地域で取り組む 第 3 節 歴史都市京都の到達点と課題 pp231～236.
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/kougaitaisaku.pdf
(2023 年 11 月 12 日確認)
- ・京町家まちづくり調査に係る追跡調査（2017）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000087/87658/28kekka.pdf>
(2023 年 12 月 2 日確認)